

支部規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 日本栄養治療学会(以下、「本法人」という。)定款 第3条の目的を達成するため、地域の栄養療法および臨床栄養代謝学の普及発展とともに会員の増加と会員の地域における活動の支援に貢献することを目的とする。

(設置)

第2条 支部は理事会の決議により設置される。

2 本法人に、次の支部(区域)を置く。

- (1) 北海道支部:北海道
- (2) 東北支部:青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関越支部:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県
- (4) 首都圏支部:東京都、神奈川県、山梨県
- (5) 中部支部:富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (6) 近畿支部:京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、滋賀県、兵庫県
- (7) 中国四国支部:鳥取県、島根県、山口県、広島県、岡山県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
- (8) 九州支部:福岡県、熊本県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(支部の区域)

第3条 本法人の支部名称及び支部区域は、理事会の決議を経て変更することができる。

(支部事務局)

第4条 各支部を運営するため支部事務局を置く。支部の経理および事務は、支部事務局が行う。

(支部会員)

第5条 本法人の会員(以下、「会員」という。)は、会員名簿における所属先の所在地の支部に属するものとする。所属先がない場合には、自宅の所在地とする。

(支部長および副支部長)

第6条 本法人の支部には、支部長を置き、必要に応じて副支部長を置くことができる。

2 支部長は支部を代表し、支部を統括する。

3 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、副支部長がその職務を代理し、支部長が欠員のときは、その職務を行う。

4 支部長および副支部長は世話人会にて選出され、理事会決議を経て理事長が任命する。

- 5 支部長および副支部長の任期は、1期2年とし2期までとする。
- 6 任期中の支部長または副支部長に事故等があるときは、世話人会は速やかに後任の支部長または副支部長を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 7 後任の支部長または副支部長の任期満了後に再度同役職に選出された時には、その時点から1期2年とし2期まで就任を認める。

(名誉会長、名誉会員、特別会員)

第7条 本法人定款施行細則第2章に示す名誉会長、名誉会員、特別会員は、支部においても同じ称号を受けることができる。

- 2 名誉会長、名誉会員及び特別会員は、世話人会に出席することができる。

(支部の組織と運営)

第8条 支部の事業を推進するために、各支部に世話人会を置く。また、支部長は、必要に応じて代表世話人を指名し、代表世話人会を置くことができる。

- 2 世話人は、定款施行細則第6章と第8章に示す代議員と学術評議員をもって構成する。
- 3 世話人の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、世話人が前項に定める代議員または学術評議員の資格を失ったときは、その時点で世話人としての任期は満了となる。
- 4 支部長は、世話人会に会計担当を置くものとし、必要に応じて書記を置くことができる。会計担当および書記は、いずれも世話人であることを要する。
- 5 世話人会の決議は、世話人の過半数が出席し、出席した世話人の過半数をもって行う。ただし、世話人は、委任状をもって代理人により世話人会に出席し、議決権を行使することができる。支部長が世話人会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき世話人の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の世話人会の決議があったものとみなす。
- 6 支部学術集会時に世話人会を開催する場合は、支部学術集会が会場費を負担する。
- 7 支部長、副支部長および世話人は満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。
- 8 この規則に定める事項のほか、支部の管理・運営は本法人の理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。

(支部会計年度)

第9条 支部の会計年度は、本法人の会計年度に準ずるものとする。

(支部活動補助金)

第10条 支部活動の支援のため、学会本部より予算承認された金額を支部学術集会準備金や事業費として支給する。支部学術集会や事業の参加費を除き、支部会活動を目的とした会費等の徴収は禁ずる。

(報告)

第11条 支部長は、次の書類を指定された期日までに、学会本部へ提出しなければならない。

- (1) 次年度の事業計画書および予算案(支部運営および事業、支部学術集会)

【提出期日：10月末日】

(2) 本年度の事業報告書および支部会計報告(支部運営および事業)

【提出期日：12月末日】

(3) 本年度の支部学術集会会計報告書

【提出期日：本年度の支部会計報告提出期日もしくは終了後3ヶ月以内】

(監査)

第12条 支部運営および事業に関する以下の書類の監査手続きは支部統括委員会が行う。

- (1) 事業報告書および支部会計報告書
- (2) 支部学術集会会計報告書

(支部学術集会)

第13条 各支部は支部学術集会を年1回以内の開催とする。

2 支部学術集会の運営は別途定める支部学術集会運営細則に従い開催する。

3 本法人の事務局に会員として登録したものは、参加費を納入することで支部学術集会に参加・発表を行うことができる。非会員も、参加費を納入することで支部学術集会に参加・発表を行うことができるが、非会員の発表には共同演者に会員を含むものとする。

4 支部学術集会収支については、原則、収入の範囲内で費用支出を行うこととし、収支均衡に努めなければならない。

5 支部学術集会の経費精算は、支部長・支部会計担当が内容を確認したうえで、支部会計報告提出期日もしくは終了後3ヶ月以内に支部統括委員会へ提出する。

6 支部統括委員会は提出される収支報告・会計証憑が適正な会計処理がなされているか確認した上で、理事会に報告する。必要な場合には、公認会計士の確認を経るものとする。

7 提出された証憑書類等の管理は本法人で7年間行う。

(各支部の事業について)

第14条 各支部は事業責任者を支部長とし、事業計画書および予算案を理事会に提出し、承認を得て、事業を企画・運営することができる。

2 事業収支については、原則、収入の範囲内で費用支出を行うこととし、収支均衡に努めなければならない。

3 事業の経費精算は、支部長・支部会計担当が内容を確認した上で、事業会計報告提出期日もしくは終了後3ヶ月以内に支部統括委員会へ提出する。

4 支部統括委員会は提出される収支報告・会計証憑が適正な会計処理がなされているか確認した上で、理事会に報告する。必要な場合には、公認会計士の確認を経るものとする。

(規則の変更)

第15条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. 本規則は、2020年3月27日に制定、直ちに施行する。
2. 第6条における支部長、第7条2項における世話人の任期は、原則として2019年12月末日をもって終了とする。新支部制度の新支部長、新世話人については、2020年3月27日の理事会にて選任し、2020年1月1日からの委嘱とする。また、2020年の各選任手続きは移行期として、順次進めることとする。
3. 第8条の支部会計年度は、いずれの支部会も2019年11月末日をもって一旦終了する。新支部会計については2019年12月1日より新年度として開始する。ただし、支部決算を円滑に行う体制が整うまで経過措置として当面の間本法人の決算日の1ヶ月前に決算を行うのを妨げないものとする。
4. 2020年度会計より合同決算へ移行する。2019年度決算については、移行スケジュールとして2019年11月末日の時点で支部会計を締め本法人へ提出するものとする。
5. 第2条の支部設置区分については、2020年12月より実施・実行とする。2020年11月末日までは移行期間として、下記の支部で対応する。
 - (1) 北海道支部(北海道)
 - (2) 東北支部(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)
 - (3) 関東甲信越支部(栃木、群馬、埼玉、茨城、千葉、新潟、長野、山梨)
 - (4) 首都圏支部(東京、神奈川)
 - (5) 中部支部(静岡、愛知、三重、岐阜、富山、石川、福井)
 - (6) 近畿支部(京都、奈良、大阪、和歌山、滋賀、兵庫)
 - (7) 中国四国支部(鳥取、島根、山口、広島、岡山、香川、愛媛、徳島、高知)
 - (8) 九州支部(福岡、熊本、長崎、大分、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄)
6. 前項5の移行期間での支部区分における2020年の旧支部区分での支部学術集会の開催については、自主的な中止を除き、旧支部区分での開催を認める。
7. 第8条2項における世話人会の構成は、本規則施行後2020年11月30日まで暫定期間を設ける。正会員資格にある世話人で継続就任を希望するものは、上記期日までに代議員もしくは学術評議員への就任を必要とする。
8. 本規則は、2021年1月25日に改訂、施行する。
9. 本規則は、2022年3月24日に改訂、施行する。
10. 本規則は、2023年5月8日に改訂、本法人の「日本栄養治療学会」への名称変更に係る定款変更が施

行されることを条件として、当該定款変更の施行日より施行する。